

村上市省エネ設備導入支援補助金

【申請要領】

1 制度の目的

物価高騰及びエネルギー価格高騰の影響により事業者の負担が増していることから、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、事業者がコスト削減のために実施する省エネ設備導入に対して支援することで、企業の負担軽減及びゼロカーボンシティへの取組を推進する。

2 制度の内容

(1) 補助対象者の要件

補助金を受けることができるのは、以下の①～④の要件を全て満たしている事業者です。

- ① 市内に主たる事業所(※1)を有する中小企業者等(※2)
- ② 市税の滞納がないこと
- ③ 村上市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しないこと。また、当該暴力団等と密接な関係を有していないこと
- ④ 同一設備について、国および県などが助成するその他制度の交付を受けていないこと

※1 主たる事業所…本社又は事業活動の拠点

※2 中小企業者等…以下に掲げる事業者

ア) 中小企業者

- ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

【中小企業の定義】

区分	資本金の額	従業員数
製造業・運輸業・建設業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※資本金の額または従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。

- ・中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体

イ) 医療法人、社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、農事組合法人

ウ) 農林漁業者等

- ・農業者、林業者、漁業者
- ・農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、生産森林組合

※ ただし、別記(P8)で定める事業者は対象外となります。

(2) 補助対象事業

以下、区分により補助します。

	通常型	診断実施型
補助対象経費	一定の省エネ性能を有する設備への更新にかかる経費	省エネ診断等の結果に基づき実施する、省エネ設備の導入にかかる経費
補助率	5分の1	2分の1
上限額	200,000円	1,000,000円

▶ 通常型

(1) 補助対象経費

下記のいずれかの性能を有する、市が定める設備の更新にかかる経費

- グリーン購入法調達基準(※1)**に適合した設備
- トップランナー基準(※2)**を達成した設備
- トップランナー基準を達成した設備と同等の性能を有すると認められる設備

対象設備	条件
LED照明	LED照明以外からLED照明への更新に限る
エアコン	更新する設備は、店舗や事務所など事業用として使用するものに限る
冷蔵・冷凍庫	

※1 グリーン購入法調達基準について

グリーン購入法とは、国や地方公共団体等による環境物品等（環境負荷の低減に資する製品・サービス）の調達を推進するものであり、重点的に調達を推進すべき環境物品等の分野・品目と、その「判断の基準」が基本方針として定められています。

グリーン購入法に適合している商品は、商品のパッケージやカタログ、製造元ホームページ等にその旨が記載されているか、「エコマーク」など様々なデザインの商品により表示されています。

グリーン購入法調達基準を満たしているかは、上記の方法か製造・販売元へ確認してください。

<参考> グリーン購入法について

URL <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>

QRコード



グリーン購入法とエコマークについて

URL https://www.ecomark.jp/pdf/green_eco.pdf

QRコード



<エコマーク>

※2 トップランナー基準について

エネルギー消費機器等は、その製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求める「トップランナー制度」が設けられています。

その目標となる省エネ基準を「トップランナー基準」といい、その基準は現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定められています。

トップランナー基準を達成しているかは「省エネ性マーク」の色により区分されており、達成している製品にはグリーンのマーク、未達成の製品にはオレンジのマークが表示されています。

省エネ性マークは、統一省エネラベル、商品のパッケージやカタログ、製造元ホームページ等に表示されています。

トップランナー基準を満たしているかは、上記の方法が製造・販売元へ確認してください。



<省エネ性マーク>



<統一省エネラベル>

<参考> トップランナー制度について

【機器・建材トップランナー制度について（経済産業省資源エネルギー庁 HP）】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/



【省エネ型製品情報サイト（経済産業省資源エネルギー庁 HP）】

<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>



(2) 補助率・補助金額

補助率

補助対象経費の **5分の1**（千円未満切捨て）

上限額

20万円

▶ 診断実施型

(1) 補助対象経費

省エネ診断等(※)の結果に基づき実施する省エネ設備の導入にかかる経費
※省エネ診断等は申請日から過去3年以内に実施したものに限り

※ 省エネ診断等について

本補助制度における「省エネ診断等」とは、一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断、省エネお助け隊が実施する省エネ診断のほか、これらに準ずるエネルギー管理士が実施する診断のことをいいます。

<注意>

省エネ最適化診断等を受けられる事業所には条件がある場合がありますので必ず事前にご確認ください。

<参考>

◆省エネ最適化診断サービス（一般財団法人省エネルギーセンター）

URL <https://www.shindan-net.jp/>



◆省エネ診断拡充事業（一般社団法人環境共創イニシアチブ）

URL <https://shoeshindan.jp/>



(2) 補助率・補助金額

補助率

補助対象経費の **2分の1**（千円未満切捨て）

上限額

100万円

●通常型、診断実施型において共通して補助対象とならない経費

- ・ 交付決定前の発注・契約、支払い（前払い含む）を実施したもの
- ・ 村上市外の事業所において使用することを目的とした設備
- ・ 金融機関等への振込手数料などの手数料、各種保障・保険料
- ・ リース料、レンタル料
- ・ 中古品の購入費
- ・ 上記のほか、補助金の目的・趣旨から適切でないと村上市が判断するもの

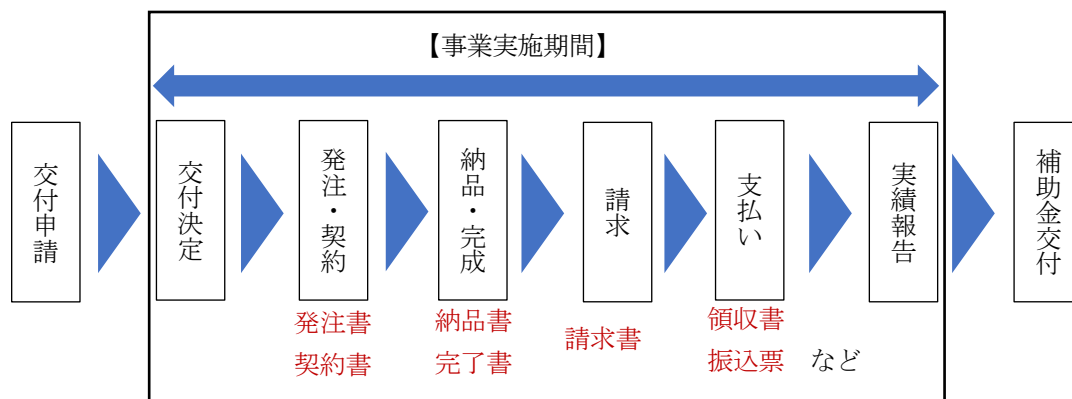
3 申請手続き

(1) 補助事業実施の流れ（通常型・診断実施型 共通）

<p>》》 STEP 1</p> <p>申請書の作成・提出</p>	<p>「村上市省エネ設備導入支援補助金交付申請書（様式第1号）」を作成し、必要書類を添付して村上市へ提出してください。</p>
<p>》》 STEP 2</p> <p>申請書類の審査 ～交付決定通知書の送付</p>	<p>村上市が提出書類を審査します。 審査の結果により補助金の交付要件を満たしていると認められた場合、申請者へ交付決定通知書を送付します。 ※提出書類に不備等があれば確認の連絡をさせていただきます場合があります。</p>
<p>》》 STEP 3</p> <p>事業の着手～完了・支払</p>	<p>交付決定を受けた後、事業に着手（発注・契約）していただき、事業を完了（支払いまで完了）させてください。 ※交付決定後に補助対象事業費に変更が生じる場合は、事前に変更交付申請が必要となる場合があります。（例：在庫無しのため同性能別機種へ変更する場合など） ※交付決定後に交付決定額の増額は認められません。</p>
<p>》》 STEP 4</p> <p>実績報告書の作成・提出</p>	<p>事業完了後「村上市省エネ設備導入支援補助金実績報告書（様式第8号）」を作成し、必要書類を添付して村上市へ提出してください。 ※補助事業が完了したときは、完了日から起算して30日以内又は令和9年2月26日のどちらか早い日までに提出してください。</p>
<p>》》 STEP 5</p> <p>補助金額の確定・交付</p>	<p>提出された書類を村上市が審査し、結果を申請者へ通知します。 その後、確定した補助金を指定の口座へ振り込みます。</p>

(2) 補助事業実施フロー

補助事業は下記の流れで行い、各段階で証拠となる資料を保管してください。



(3) 申請受付期間・方法

受付期間

令和8年4月1日(水)～令和9年1月15日(金)

※令和9年2月26日(金)までに事業を完了する必要があります。
※予算額を超える申請があった場合は、期間内であっても受付を終了します。

提出方法

窓口への提出、郵送のいずれかの方法で提出してください

<窓口> 村上市役所3階 地域経済振興課

<郵送> 〒958-8501 村上市三之町1番1号 村上市役所地域経済振興課 宛

(4) 申請時必要書類

1. 村上市省エネ設備導入支援補助金交付申請書(様式第1号)
2. 事業実施計画書(別紙1)
3. 収支予算書(別紙2)
4. 村上市省エネ設備導入支援補助金に係る要件確認書(別紙3)
※設備を販売または設置した事業者が作成する書類になります
※「診断実施型」で申請する場合は不要です
5. 事業実施に係る見積書
6. 導入する設備が対象要件を満たしていることが分かる資料(カタログ、仕様書等)
7. 省エネ診断等結果書類の写し
※「通常型」で申請する場合は不要です
8. 個人情報に関する同意書

※その他必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

(5) 実績報告時必要書類

1. 村上市省エネ設備導入支援補助金実績報告書(様式第8号)
2. 事業実施報告書(別紙1)
3. 収支精算書(別紙2)
4. ①発注書又は契約書や注文請書等、②納品書や完了報告書等、③請求書、④領収書、振込明細書等の写し
※事業進捗を把握するため必要ですので、発行を依頼してください。
5. 振込先がわかる書類
【①通帳の表紙および1ページ目、2ページ目の見開き、②当座勘定照合表、③その他通帳に準じるものの写し】

※その他必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

4 注意事項

- ・同一設備について、国及び県などが助成するその他制度との併用はできません。
- ・自社内部の取引によるものは対象経費には含まれません。
- ・補助対象経費には公租公課、手数料等は含まれません。
- ・事業内容や経費に変更があった場合は、変更交付申請書の提出が必要となる場合があります。
- ・**仮想通貨・電子マネー・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券等を含む）**での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形・相殺による**決済・支払いは認められません**。金融機関での振り込み又は現金で支払ってください。**なお、1取引10万円（税抜き）を超える支払いについては、現金払いを認めていません。**
- ・クレジットカード等で支払いを行った場合、申請する事業者の名義であり、事業完了日までに口座から引き落とされることが条件となります。
- ・補助金は、原則として実績報告書を確認し、検査後に支払います。
- ・事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- ・事業に関する書類等は補助金交付の翌年度から数えて5年間保管していただきます。
- ・**本補助金は、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象**となります。
- ・**単価50万円（税抜）以上の設備等**の設置は「処分制限財産」に該当し、補助事業が終了し、補助金の支払いを受けた後であっても、**一定の期間において処分が制限（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）**されます。**処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず市へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません**。市は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残価簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと交付要綱違反により交付決定の取消・返還命令の対象となります。
- ・補助金の不正受給等の不正行為があった場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分されます。
- ・事業内容や事業効果は市のホームページ等で公開させていただく場合があります。
- ・本申請で記入していただいた申請者情報を市からの情報提供等に使用させていただく場合があります。

5 その他・お問い合わせ先

申請に必要な書類のダウンロードや詳細事項は、村上市ホームページをご覧ください。

✓ ホームページ

✓ お問い合わせ先

村上市 省エネ設備導入支援補助金

検索

村上市役所 地域経済振興課 経済振興室

TEL：0254-75-8942（直通）

Eメール：keizai-ss@city.murakami.lg.jp

(別記)対象外事業者一覧

- 金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）を営んでいる事業者
- 娯楽業のうち風俗関連営業を営んでいる事業者
- 競輪・競馬等の競争場・競技団を営んでいる事業者
- パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場を営んでいる事業者
- 芸ぎ業、芸ぎ周旋業を営んでいる事業者
- 場外馬券売り場及び場外車券売場を営んでいる事業者
- 競輪競馬等予想業を営んでいる事業者
- 集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに関するものを除く）を営んでいる事業者
- 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行う者
- 易断所・観相業を営んでいる事業者
- 相場案内業を営んでいる事業者
- 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体、LIP（有限責任事業組合）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する事業を営む事業者
- 特定連鎖化事業に該当又は類似すると認められる事業者
- その他公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる事業者